

平成28年6月13日

第4回倉吉市議会定例会議案

倉吉市



平成28年 6月第4回 倉吉市議会定例会会期

6月13日（月曜日）	本 会 議
6月14日（火曜日）	本 会 議
6月15日（水曜日）	本 会 議
6月16日（木曜日）	本 会 議
6月17日（金曜日）	予 備 日
6月18日（土曜日）	休 会
6月19日（日曜日）	休 会
6月20日（月曜日）	本 会 議
6月21日（火曜日）	予 備 日
6月22日（水曜日）	委 員 会
6月23日（木曜日）	委 員 会
6月24日（金曜日）	予 備 日
6月25日（土曜日）	休 会
6月26日（日曜日）	休 会
6月27日（月曜日）	委 員 会
6月28日（火曜日）	予 備 日
6月29日（水曜日）	議 事 整 理 日
6月30日（木曜日）	本 会 議



# 報 告

平成28年6月第4回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成28年 6月13日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

## 記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		



## 目 次

報告第 6 号	平成 27 年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について ……	1
報告第 7 号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について） ……	4
報告第 8 号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について） ……	6
報告第 9 号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決 の一部変更について（成徳小学校教室棟改築工事（建築主体）） ……	8
報告第 10 号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決 の一部変更について（大坪住宅建替（第 2 期 B 棟）建築主体工事） ……	10
議案第 66 号	専決処分について（倉吉市税条例等の一部改正について） ……	12
議案第 67 号	平成 28 年度倉吉市一般会計補正予算（第 1 号） _____	} 別冊
議案第 68 号	平成 28 年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） _____	
議案第 69 号	特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について ……	19
議案第 70 号	倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び倉吉市公営企業職 員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について ……	21
議案第 71 号	倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について ……	24
議案第 72 号	倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に ついて ……	27
議案第 73 号	工事請負契約の締結について（明倫小学校管理教室棟耐震補強（建築主体） 工事） ……	30
議案第 74 号	権利の放棄について ……	31
陳情第 11 号	図書館に寄付された「琉球新報」に関する陳情 ……	陳 1





報告第6号

平成27年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり平成27年度倉吉市繰越明許費繰越計算書を本市議会に報告する。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

平成27年度倉吉市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源
					収入	未収入特定財源		債分・負担金	諸収入	一般財源	
						国庫支出金	県支出金				
2総務費	1総務管理費	行政情報システム管理	105,618,000	105,618,000		8,900,000		8,900,000			87,818,000
2総務費	1総務管理費	地方創生加速化交付金事業	168,074,000	56,074,000							56,074,000
3民生費	1社会福祉費	地域密着型サービス施設整備事業	37,589,000	37,589,000			37,589,000				
3民生費	1社会福祉費	臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け給付金)	224,726,000	224,726,000		224,726,000					
3民生費	2児童福祉費	子ども・子育て支援新制度システム改修事業	2,160,000	1,922,400		961,000					961,400
6農林水産業費	1農業費	県営農業水利施設保全合理化事業費負担金	10,500,000	10,500,000				10,400,000			100,000
6農林水産業費	1農業費	県営地域ため池総合整備事業費負担金	1,540,000	1,539,876				1,200,000			339,876
8土木費	2道路橋梁費	一般道路新設改良	3,800,000	3,800,000				3,300,000			500,000
8土木費	2道路橋梁費	地方道路整備事業(地域活力基盤創造交付金)	35,458,000	32,757,136		21,274,356		10,200,000			1,282,780
8土木費	2道路橋梁費	安全・安心生活空間整備事業	20,000,000	8,802,320		8,186,166		500,000			116,154
8土木費	4都市計画費	県道改良事業費地元負担金	5,980,000	5,980,000				5,200,000			780,000
10教育費	2小学校費	成徳小学校耐震補強事業	513,224,000	513,224,000		103,839,000		408,400,000			985,000
10教育費	2小学校費	明倫小学校耐震補強事業	290,981,000	290,981,000		98,754,000		191,900,000			327,000
10教育費	2小学校費	小学校屋内運動場等天井落下防止対策事業	29,669,000	29,669,000		9,987,000		19,500,000			182,000
計			1,449,319,000	1,323,182,732		476,627,522		37,589,000	659,500,000		149,466,210

(一般会計)

(単位：円)

平成27年度倉吉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 特定財源 収入	左 の 財 源 内 訳						
						国庫支出金	県支出金	未収入特定財源	未収入特定財源			一 般財源
									地方債	分	負担金	
1下水道費	1下水道費	雨水補助事業	59,000,000	55,856,000	100,000	27,456,000	28,300,000					
1下水道費	1下水道費	流域下水道事業	13,591,000	12,830,473	130,473		12,700,000					
1下水道費	1下水道費	特定環境保全公共下水道流域下水道事業	1,408,000	1,328,502	128,502		1,200,000					
計			73,999,000	70,014,975	358,975	27,456,000	42,200,000					



報告第7号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年3月24日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 16,000円
- 2 相手方 鳥取県中部総合事務所長
- 3 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日 平成28年3月9日
  - (2) 事故発生場所 倉吉市巖城地内 県道倉吉江北線
  - (3) 事故状況 市職員運転の公用車が、県道倉吉江北線を下り方面へ直進中、路肩に寄り過ぎて走行したため、左前サイドミラーを視線誘導標に接触し、相手方の物件に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 道路法第22条第1項の規定に基づく現物賠償による処理

報告第8号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年3月25日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 151,200円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日 平成28年3月14日
  - (2) 事故発生場所 倉吉市余戸谷町3618番地 余戸谷町市有墓地内
  - (3) 事故状況 市名義の墓地内の共有部分にある樹木の枝が折れ、崖下にある相手方の管理する墓地に落下し、灯籠1基と線香台を破損する損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理



報告第9号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 専決第7号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年1月13日市議会の議決を経た成徳小学校教室棟改築工事（建築主体）に係る「工事請負契約の締結について」（平成28年議案第2号）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成28年5月13日

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

#### 5 契約金額

「509,220,000円」を

「515,884,680円」に改める。

報告第10号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 専決第8号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年3月24日市議会の議決を経た大坪住宅建替（第2期B棟）建築主体工事に係る「工事請負契約の締結について」（平成28年議案第62号）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成28年5月25日

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

#### 5 契約金額

「358,020,000円」を

「366,799,320円」に改める。

#### 6 工事の期限

「平成29年2月24日」を

「平成29年3月24日」に改める。

議案第66号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、倉吉市税条例及び倉吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例及び倉吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第58条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p>	<p>第58条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p>

<p>第61条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>	<p>第61条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は<u>第12号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>4 法附則第15条第2項<u>第7号</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>4 法附則第15条第2項<u>第6号</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>5及び6 略</p>	<p>5及び6 略</p>
<p>7 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>9 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>9 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>10 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>10 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>11 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>11 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2～7 略</p>	<p>2～7 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p>

(倉吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)



第2条 倉吉市税条例等の一部を改正する条例（平成27年倉吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
（市たばこ税に関する経過措置）			（市たばこ税に関する経過措置）		
第3条 略			第3条 略		
2 略			2 略		
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第104条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			3 前項の規定の適用がある場合における新条例第104条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第104条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この条において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第104条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この条において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第104条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第104条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第104条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第104条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第104条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	第104条第4項	<u>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
4～6 略			4～6 略		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
<u>第106条の2第1項</u>	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項	<u>第106条の2</u>	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
	当該各項	同項		当該各項	同項
略			略		

8及び9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項ま で	第9項の 同項、第5項及び前 項
略		
第7項の表 第106条の 2第1項の 項	附則第3条第5 項	附則第3条第10項に おいて準用する同条 第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項ま で	第11項の 同項、第5項及び前 項
略		
第7項の表 第106条の 2第1項の 項	附則第3条第5 項	附則第3条第12項に おいて準用する同条 第5項
略		

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項ま で	第13項の 同項、第5項及び前 項
略		
第7項の表 第106条の 2第1項の 項	附則第3条第5 項	附則第3条第14項に おいて準用する同条 第5項
略		

8及び9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び
略		
第7項の表 第106条の 2の項	附則第3条第 5項	附則第3条第10項に おいて準用する同条 第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項 から	第11項 、第5項及び
略		
第7項の表 第106条の 2の項	附則第3条第 5項	附則第3条第12項に おいて準用する同条 第5項
略		

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
略		
第7項の表 第106条の 2の項	附則第3条第 5項	附則第3条第14項に おいて準用する同条 第5項
略		

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の倉吉市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。



議案第69号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条—第4条関係）				別表（第2条—第4条関係）			
職名	給与の 名称	給与の額		職名	給与の 名称	給与の額	
略				略			
専門委員及び附属機 関の委員	〃	日額	<u>10,000円</u> を 超えない範 囲内で予算 で定める額	専門委員及び附属機 関の委員	〃	日額	<u>7,500円</u> を 超えない範 囲内で予算 で定める額
略				略			

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第70号

倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第3条の2 略</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p><u>第3条の3 地域手当は、規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p>	<p>(給与の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第3条の2 略</p>

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(手当の額及び給与の支給方法等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条の2 略</p> <p><u>(地域手当)</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条の2 略</p>



第5条の3 地域手当は、管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。



議案第71号

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前																								
<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>4階以上</td> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2～3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～ク 略</p>	階	区分	施設又は設備	略			4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）			2～3 略	<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>4階以上</td> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2～3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～ク 略</p>	階	区分	施設又は設備	略			4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）			2～3 略
階	区分	施設又は設備																							
略																									
4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）																							
		2～3 略																							
階	区分	施設又は設備																							
略																									
4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）																							
		2～3 略																							
<p>(設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において</p>																								

「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
		2及び3 略

ウ～ク 略

「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
		2及び3 略

ウ～ク 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第72号

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

次のとおり倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年倉吉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(夜間対応型訪問介護の基本方針) 第6条 略</p> <p><u>(地域密着型通所介護の基本方針)</u> <u>第6条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p>(認知症対応型共同生活介護の基本方針) 第9条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針) 第10条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>(夜間対応型訪問介護の基本方針) 第6条 略</p> <p>(認知症対応型共同生活介護の基本方針) 第9条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針) 第10条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護</p>



の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## 2 略

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針）

第11条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

## 2及び3 略

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第14条 倉吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるところによる。この場合において、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「二年間」とあるのは、「5年間」とする。

の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## 2 略

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針）

第11条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

## 2及び3 略

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第14条 倉吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるところによる。この場合において、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「二年間」とあるのは、「5年間」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第73号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 契約の目的  
明倫小学校耐震補強事業
- 2 工事名  
明倫小学校管理教室棟耐震補強(建築主体)工事
- 3 工事場所  
倉吉市余戸谷町
- 4 契約の相手方  
鳥取県倉吉市鴨川町32番地1  
クラーエー・ハレル特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社クラーエー 代表取締役 西村博文
- 5 契約金額  
208,332,000円
- 6 工事の期限  
平成29年3月28日
- 7 契約締結の方法  
公募型指名競争入札による契約



議案第74号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 放棄する権利の内容  
国庫融資金
- 2 評価額  
125円
- 3 債務者  
倉吉市 個人



陳情第 11 号

図書館に寄付された「琉球新報」に関する陳情

- 1 提出者 鳥取を良くする会  
代表 山内 香代子
- 2 受理年月日 平成28年 5月17日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 6月13日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

平成28年5月17日

倉吉市議会議長 高田国儀様

陳情者住所倉吉市余路町305-10

氏名 山内 香代子 (印)

(鳥取王良くす会代表)

図書館に寄付された「琉球新報」に関する陳情

<陳情の要旨、理由>

今年4月より図書館に「琉球新報」が寄付され、置かれております。  
この「琉球新報」という新聞は「沖縄タイムズ」と並び、反政府的  
主張の強い辺野古移転反対の左翼の新聞であり、公共の場にある  
図書館に置かれるのは適切ではないと考之ます。

この新聞の寄付者を調べました。「九条の会」や「反戦運動」  
に携っている人々でした。明らかに政治的意図をもって寄付  
されたと推察致します。そこで提案ですが「保守系の「八重山  
日報」を置いて頂ければ、又双方の意見と市民が知ること  
より公平性が保たれるのではないかと考之ます。

費用は当会の負担とし、寄付とさせて頂きます。

沖縄は、日本とアジアの間に生命線であり、普天間飛行場は  
世界一危険な市街地にあります。辺野古へ移転すれば  
基地の縮小と経費の負担軽減となります。

又、図書館は、猟奇的殺人者少年Aの「純歌」を目撃  
しました。今、倉吉は、大きく左派の行政が行われているので、  
公務員は中庸であるべき、中庸こそ黄金であると思ひます。

資料を送付させて頂きました。議員の皆様のご賛同を  
いよりお願い申し上げます。

<陳情の項目>

1. 沖縄の「八重山日報」を図書館に置いて下さい。



